二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県角田市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び角田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県諏訪市大字湖南字内山二〇二七の七から二〇二七の一まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字内山二〇二七の七、二〇二七の一〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字北城字小平二一〇四九の二（国有林）、二一〇四九の一、字ぶたへ二一〇五五の二・二一〇五六の二・二一〇五八の二・二一〇五九の二（以上二筆国有林）、二一〇五九の一、字古屋敷二一〇六〇の一、二一〇五九の一、字古屋敷二一〇六〇の二（国有林）、二一〇六〇の一、字袖二一〇〇六の二、字滝沢一五九二七の口、一五九二八、字アサミカワラ一五九三七、一五九三八、一五九三九の一、一五九三九の口、一五九四〇の一、一五九四〇の口、一五九四一の口、一五九四二の三、一五九四二の六、一五九五三の一、一五九五四の一、一五九五四の二、一五九五四の口、一五九五五の一、一五九五五の三、一五九五五の四、字猿テコシ一五九五九、一五九六〇、字滝ノ沢一五九六一の一、一五九六一の二、一五九六一のイの二、字猿手ブシ一五九六二、字屋バ上一五九六六の一、一五九六七の一、一五九六七の四、一五九六八の一、一五九七二、字蔵前一五九七六、字向山二一〇四八の口、二一〇四八のホ、二一〇四八のヘ

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字ぶたへ二一〇五六の二・二一〇五九の二（以上二筆国有林）、二一〇五六の一、二一〇五九の一、字古屋敷二一〇六〇の二（国有林）、二一〇六〇の一

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県山形市大字新山字小物越一〇三一（次の図に示す部分に限る。）、一〇三三の一、一〇三三の二、一〇五一、一〇五二、字中水無沢一三八一（次の図に示す部分に限る。）、字一本杉一二三三の五（次の図に示す部分に限る。）、字妙見寺字打山一一二八の一（次の図に示す部分に限る。）、一一二八の二から一一二八の四まで、一一二八の丁、字真坂一五四五・一五四六・一五四八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字田ノ原八九九の乙、九〇〇の乙、九〇一の乙、九〇一の丙、九〇六の一、九〇七の乙、大字滑川字ヒトロ九〇七・九〇八・九〇八の一・九〇八の乙（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七九五、大字山寺字猫ヶ沢五四五九（次の図に示す部分に限る。）、大字村木沢字村上五九三一・五九六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字大森山ノ内六〇五五の八・六〇五五の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字釈迦堂字鰐口一〇八一、大字滝平字ホクメキ八三三、八三五、字行肉八四八、八四八の一、八四九から八五一まで、字大持沢八五二の一、八五四の一、一一八三から一一八七まで、字七曲八五七、八六〇、八六一、字五盃八六三、一〇三〇、一二〇一、字上ノ山八六六の一、八六七の一、八七〇の一、八七一から八七三まで、八七二の一から八七二の四まで、八七四の一、八七四の二、八七五から八八一まで、八八〇の一、八八一の一、八八六の一、八八六の二、八八七から八八九まで、八九〇の一、八九〇の三から八九〇の六まで、八九一の一から八九一の三まで、八九二から九〇一まで、八九二の一、八九八の一から八九八の四まで、九〇二の一、九二六の一、九四六の一、一〇四三、一一八八の一、一一八九の一、一一九〇から一一九二まで、字内ノ沢九〇四の一、九〇五、九〇七の二、一〇三二、字辰目前一〇七八の六、字黒滝八三一の一、八三二の一、一二二七、字蔵畑九四七の一、一〇三二の二、一二一一の一、字大平山一〇八七の一、一〇八七の一一、一〇八七の一二、一〇九一の一、一〇九一の二、一〇九一の四、一〇九一の六、一〇九一の八、一〇九一の九、一〇九一の一一から一〇九一の一五まで、一〇九三、一二一七、一二一八